

# 遊漁者がカニ類（ワタリガニ等）を 採捕する方法には制限があります

海面において遊漁者がカニ類を、ライト等火光を利用してたも網で捕る、及びカニ網を使用して捕るのはどちらも禁止されております。

## ①ライト等火光を利用してのたも網の使用

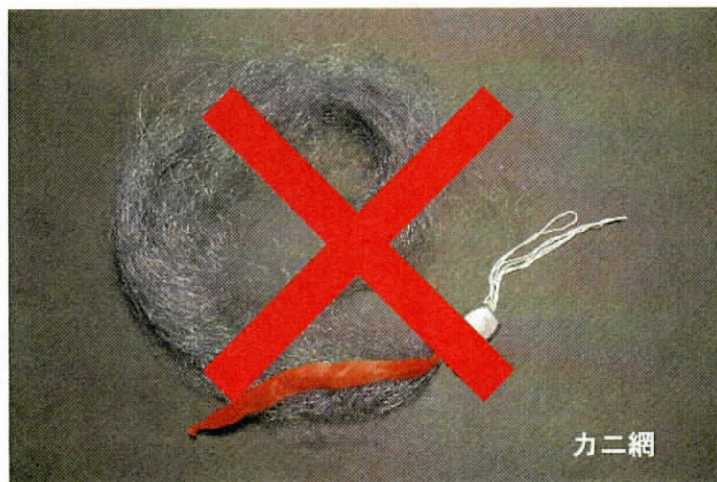
海面で遊漁者が火光（ライト等）を利用してのたも網を使用することは禁止されています（愛知県漁業調整規則第42条）。

よって、夜間にカニ類等を懐中電灯等の明かりで探し又は集め、たも網で捕ってはいけません。

## ②カニ網の使用

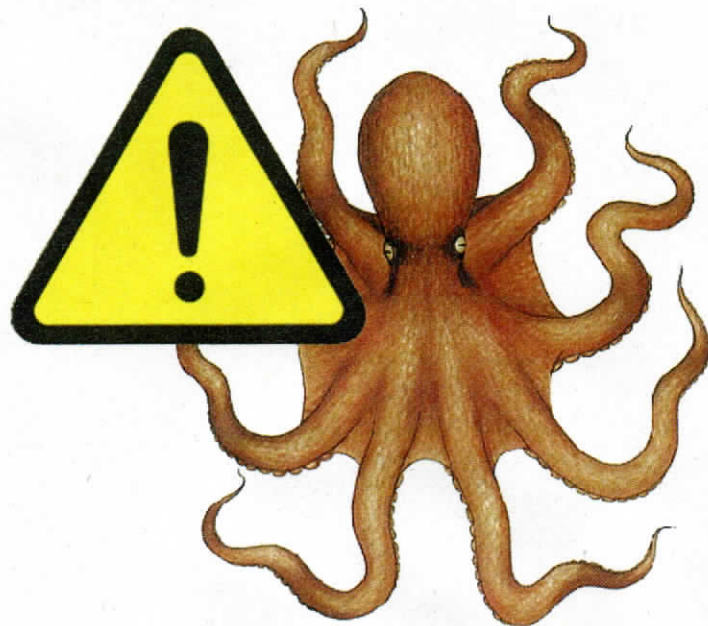
愛知県海面では、カニ網（餌を入れる袋と網からなり、カニを絡めて捕る漁具）は遊漁者が使用できる漁具ではありません（愛知県漁業調整規則第42条）。

また、釣竿と釣糸を使用し、仕掛けの代わりにカニ網をつけても、釣とはみなされませんのでご注意ください。



愛知県農業水産局水産課  
愛知県海面利用協議会  
電話 052-954-6460

令和3年3月作成



## タコ釣りにご注意を！

伊勢湾の沿岸においてタコは共同漁業権の魚種であり、**共同漁業権内でタコ及びその他の共同漁業権の魚種を採捕する行為は、漁業を営む権利を侵害する行為として漁業法第195条に基づき罰せられる場合があります**ので、ご注意ください。

漁業法（抜粋）

第195条 漁業権又は組合員行使権を侵害した者は、百万円以下の罰金に処する。

